

公 募

次のとおり公募します。

令和7年10月1日

全国健康保険協会
理事長 北川 博康

1 公募内容

「旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業」の実施に係る旅行代理店の公募

船員保険の福祉事業として、全国健康保険協会が指定する旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業を実施するに当たって、対象とする旅行代理店を公募するものである。

・契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び31条の規定に該当しない者であること。

ア 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者その他これに準ずる者として別に定める者

エ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があつた後3年を経過していない者。

(ア) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(キ) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その

他の使用人として使用した者

- (2) 公募申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3 契約候補者の選定

協会において、公募仕様書に基づき提出された提案書・パンフレット等について評価を行い、契約候補者を選定する。

4 公募書類の提出期限等

- (1) 提出期限 令和8年1月30日(金) 12時まで
 - ※ 第三者への委託を行う場合やインターネット受付窓口を提案する場合は、事前に承認を受ける必要があるため、協会が示す要件を満たすことが確認できる書類を令和8年1月16日(金) 12時まで提出すること。
- (2) 提出先 〒102-8016
東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階
全国健康保険協会 船員保険部 船員保険管理グループ
- (3) 提出方法 直接提出(持参)又は郵送とする。
(※郵送の場合も上記日時までに必着とする。)

5 その他

詳細は、公募仕様書による。

【本件問合せ先】

住所 〒102-8016

東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階

担当 村田、平野(船員保険部 船員保険管理グループ)

電話 03-6862-3063

FAX 03-6862-3067